

～個人事業主のみなさまへ～

# マイナンバー（個人番号）の記載 及び本人確認措置について

マイナンバー制度が始まり、市町村に提出する書類のうち定められたものについては、所定の欄にマイナンバー（12桁の個人番号）を記載していただくこととなりました。

また、その書類提出時には、申告・申請者の本人確認措置（マイナンバーの確認及び身元確認）が必要となります。

給与支払報告書を提出する際にも、給与支払者が個人事業主（法人ではない方）である場合、給与支払者のマイナンバー確認書類（下記①）と、身元確認書類（下記②）の提示又は提出が必要です。

※ 給与支払者が法人である場合、国税庁から通知された法人番号（13桁）の記載は必要ですが、提出の際、下記①及び②の確認書類の提示等は不要です。

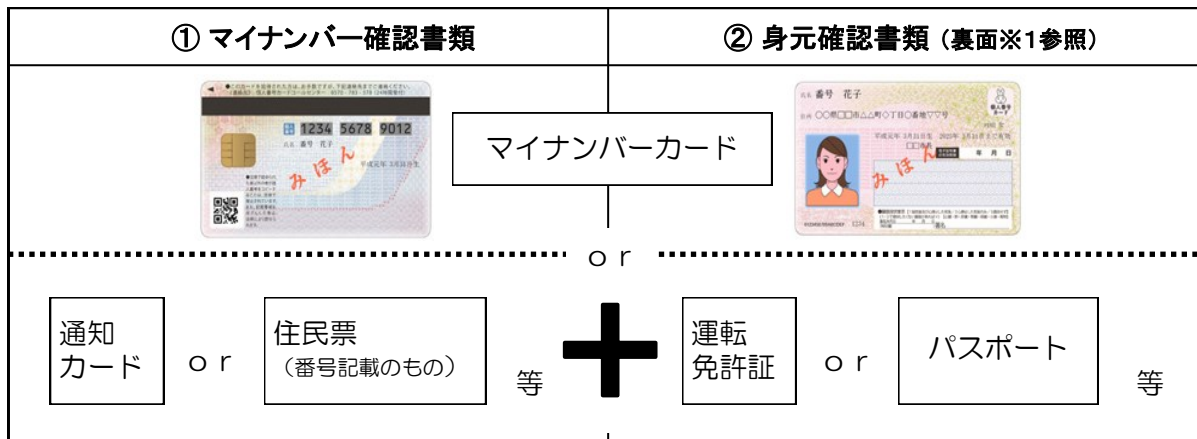
### マイナンバー確認・身元確認とは？

- ・マイナンバー確認…正しい個人番号であることの確認
- ・身元確認…申告者等が個人番号の正しい持ち主であることの確認

## ご本人が提出される場合

窓口にて、①及び②の書類を提示してください。

（マイナンバーカードであれば、1枚で①及び②の確認が可能です。）



※郵送で提出される場合は、①及び②の書類（マイナンバーカードは表・裏両面）の写しを同封してください。

## ご本人の代理人が提出される場合

以下の書類がすべて必要です。

- ・代理権が確認できる書類（裏面※2参照）の添付
- ・給与支払者（個人事業主）のマイナンバーに関する、上記①の写しの添付
- ・【個人による代理の場合】代理人の身元確認書類（上記②と同じ）の提示又は写しの添付
- ・【法人による代理の場合】法人の实在証明書（登記事項証明書、印鑑登録証明書、納税証明書、等。ただし、発行日から6か月以内のもの）と、マイナンバーを記載した書類の提出を現に行う者と当該法人との関係を証する書面（社員証等）

### ★ご確認ください★

従業員のマイナンバーについては、給与支払報告書への記載は必要ですが、上記①や②の提示等は不要です。  
※給与支払報告書の提出が任意とされている年間総支給額が30万円以下の中途退職者等について、マイナンバーの記載がない場合でも受理しますので、これまでと同様にご提出いただきますようお願いいたします。

## ※1 身元確認書類について（表面②）

書類によっては、2種類が必要となる場合があります。

以下では、一般的な身元確認書類を例示しています。これらの書類をお持ちでない場合、その他にも身元確認書類として使用できるものがありますので、窓口にてご相談ください。

### A：1つで身元確認ができるもの

- ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住基カード（顔写真付） ・税理士証票
- ・戦傷病者手帳 ・写真付き資格証明書（船員手帳、海技免許、等）
- ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書

### B：2つで身元確認ができるもの

- ・税や社会保険料の領収書 ・納税証明書 ・印鑑登録証明書 ・母子健康手帳
- ・納税通知書 ・源泉徴収票 ・住基カード（顔写真無）

## ※2 代理権が確認できる書類について

ご本人の代理の方が提出される場合、代理権を確認するため、次のいずれかの書類の提示又は提出が必要です。

- ・【任意代理人の場合】委任状（コピーは不可）
- ・【法定代理人の場合】戸籍謄本、代理権付与に関する審判書の写し、等
- ・【税理士又は税理士法人の場合】税務代理権限証書
- ・ご本人しか持ちえない書類（例：マイナンバーカード、健康保険証）

### e L T A Xで提出される場合

提出時に、①及び②の確認が必要です。

（代理人が提出される場合は、併せて③も必要となります。）

	① マイナンバー確認	② 身元確認	③ 代理権確認
ご本人が提出される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・通知カード</li> <li>・住民票（番号記載のもの） 等</li> </ul> ※データ添付送信等してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的個人認証による電子署名</li> <li>・e L T A Xで認められている電子証明書 等</li> </ul>	/
代理人が提出される場合		【代理人の身元確認】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人の公的個人認証による電子署名</li> <li>・e L T A Xで認められている電子証明書 等</li> </ul>	納税義務者本人の利用者 I Dを用いた電子申告の送信で確認します。

### ★ご注意ください★

この面に記載した内容は、個人の市県民税に関する申告・申請書の提出時に限るものです。「税証明の発行」や、福祉関係の申請等では、取扱いが異なる場合があります。